



稔りの秋～新米と秋の味覚がたのしみな季節になりましたね。いかがお過ごしですか？



今月の言葉

初志貫徹～しょしかんてつ

初めに思い立った願望や志をくじけずに最後まで貫き通すこと。

～気が付けば、カレンダーはあと3枚。
元旦の決意を思い出してみましよう。
まだ、間に合います。

Photo by Yoko K.

10月は行政書士制度強調月間です。宮城県各地において開催される無料相談会などを通して、行政書士の役割を県民の皆様にご存知いただき、今後の生活に役立てていただこうとPR活動を積極的に行っています。行政書士の業務は非常に多岐にわたり、何をその専門分野とするのかは、行政書士によって異なり、業務範囲の広さから、何を専門分野とする職業なのかが分かりにくいとよく言われます。ここで業務の内容を簡単に説明すると、

「官公署に提出する書類」・「権利義務に関する書類」・「事実証明に関する書類」の作成、その代理・相談（他の法律で制限されているものを除く）が行政書士の業務です。

これからのニュースでは少しずつでも行政書士の業務もご紹介していきたいと思っています。

司法書士・行政書士 門田 修

10月は社会保険労務士制度推進月間でもあります。私たちは、社会保険・労働法のプロとして、皆さんの日々の雇用管理業務や身近な生活の中での疑問解決やトラブルの未然防止のため、業務に努めております。世の中の景気は多少持ち直している報道もありますが、現実的にはまだまだ厳しい側面を抱えています。いかに有効に会社と労働者が“質の高い労働”を賃金と労働条件とで価値交換するか、そして信頼関係を維持していくか、結論の出ない課題ではありますが、この機会に改めて自分自身の姿勢をみつめなおしていきたいと思っております。今回、無料相談会のチラシを同封いたしました。各地域同時開催ですので、どうぞご活用ください。

社会保険労務士 門田陽子





特集：不動産登記法

～オンライン申請(仙台法務局:平成17年度中導入予定)に向けて

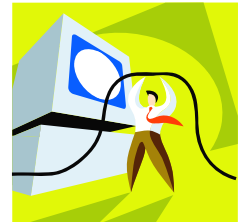
改正不動産登記法が平成17年3月7日から施行されたことは以前のニュースでもお伝えしたところですが、その具体的内容についてシリーズでお話をしています。

◇第5回【権利証がなくなる?! vol.3】

 不動産登記において、法務局が「オンライン指定庁」に指定されると、いわゆる「権利証」は発行されなくなります。その代わりに発行されるのは、「登記識別情報」というものです。この「登記識別情報」とは、何でしょうか!? それは登記所が無作為に選んだ12桁の英数字であり、クレジットカードなどでも使うパスワードと同じようなものだとご理解ください。今までは登記が完了すると「権利証」という書面が手元に戻ってきました。それが、その不動産の権利を持つ者として、その立場を証明する書面のひとつでした。ところが「オンライン指定庁」に指定されると、「登記識別情報」というものが記載された書面が発行されることになるのです。「な～んだ、書面が戻ってくるんだから、そんなに変わらないね?」と思われた方がいると思います。ここで注意していただきたいのは、「権利証」はモノであり、世の中に1つだけしかありませんが、「登記識別情報」は12桁の数字であり、情報であるということです。これまでのように権利証を持っているということではなく、この情報=番号を「知っていること」が、その不動産の権利者であることの確認資料のひとつとなるのです。

 その番号を何らかの方法で他人に見られてしまった場合、どうでしょう? 本人の気付かないうちに、勝手に複製されたり、簡単に外部へ伝わったりする可能性があります。ここで恐怖を煽りたいわけでは決してありません。ただ、これからは自分のもつ情報に対しての厳しい管理が求められるということをお伝えしたかっただけです。

では次回以降、具体的な登記手続きを述べていきたいと思います。



TOPICS

★会社の方針を決め、計画的に就業規則改訂を!
～高齢者雇用確保措置の義務付けは18年4月～
高齢者雇用安定法の改正に基づき、平成18年4月までに定年延長もしくは再雇用制度の導入、定年制度の廃止がもともとめられています。
団塊世代の60代突入により、社会における労働力人口の減少と技術不足が心配されています。
あなたの会社にとって、どのような人材を確保することが大切か、そのために何が必要か、を改めて考える時期にきているのではないのでしょうか。

健康ワンポイント講座 VOL.10

300kcal。

秋は、海山から美味しい幸がたくさん届きますね。食物繊維豊富なきのこ、芋類、ビタミンたっぷりの果物、コレステロールを減少させるEPAや脳の働きを良くするDHAを多く含むサンマやサバ... バランスよく摂ることを心がけ肥満の秋とならないようにしましょう。

★食品のめやす

ごはん...2杯
チーズバーガー...1個
アーモンドチョコ...1/2箱
ポテト chips...1/2袋

★消費する目安

ウォーキング...60分
ジョギング...40分
サイクリング...60分
ゴルフ...1ラウンド

「季節の健康」より

Kadota office.com 2005.10 #発行：2005年10月1日 #編集・構成：Kadota-Office

編集後記：



今月の写真：稔りの大崎平野

「隣の芝は青く見える」という諺があります。私はしょっちゅう隣の芝ばかり見て、羨んだりしてしまいます。

今日のお昼のラジオ番組で、とある歌手の方が「隣の芝の青さを羨む前に、まずは自分の芝を青くしようと思うようになりました」とおっしゃっていました。なんでも、その方は以前に大病を患い、8度も手術したとか。

闘病中には、「なんで自分だけが...」と幾度もなく思ったことでしょう。

しかし、多くの人に励まされ、支えられていく中で、そのことに感謝をし、プラスのエネルギーに変えていったに違いありません。

逆境にたつてこそ、日頃当然と思っていることのありがたさがわかるというのはよく聞く話です。

隣の芝はあくまでも他人のもの。自分が手を加えられるのは自分の芝だけ。

自分の芝を青く、丈夫に育てるために、まずは与えられた仕事をこなし、いろいろと勉強をしていくことで、地面に栄養を与え、地面を耕し、芽をきちんと育てていきたいと思えます。




発行：門田 修 司法書士行政書士事務所 司法書士・行政書士 門田 修
門田陽子 社会保険労務士事務所 社会保険労務士 門田 陽子


ADDRESS 〒981-0914 仙台市青葉区堤通雨宮町 4-11 伊藤ビル 1F

TEL:022-271-6751 FAX:022-271-6758 URL: <http://www.kadota-office.com/>

 門田修宛: osamu.k@kadota-office.com

 門田陽子宛: yoko.k@kadota-office.com

 修日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/>

 陽子日記 <http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/>

